

第1 甲の罪責

1 過失運転致傷罪

甲は、法定速度を守らずに、飛び出してきた A に車をぶつけ、A に脳内出血を引き起こさせているが、これにつき過失運転致傷罪(自動者の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 5 条)が成立するか。

ここで、過失とは、予見可能性を前提とした結果回避義務違反のことをいう。つまり、甲の過失には、当該結果発生への予見可能性が必要であり、法定速度の順守がなされていなかったことをもって、直ちに過失を認定することはできない。

本件では、甲は、前方を注視した運転を行っており、A が草むらから飛び出してくることを予見することもできなかった。よって、甲には、A の飛び出し行為に対する予見可能性が認められず、A に過失があったということとはできない。

したがって、過失運転致傷罪は成立しない。

2 道路交通法 72 条 1 項前段違反

甲は、A に車をぶつけるという交通事故があったにもかかわらず、負傷者の A に救急車を手配したものの、自身は車で逃亡している。これは、交通事故を引き起こした運転者ならば、通常、期待されるはずの救急車への同伴を欠いた行為である。さらに、被害者は 4 歳という幼少の子供であるため、事態の説明には、なおさら同伴が必要である。

よって、甲の救急車を手配した行為のみでは、「負傷者を救護し」たとは言えず、甲の行為は、道路交通法 72 条 1 項前段に反するものである。

もっとも、これは以下で述べるように乙と共に違反するものである。

3 保護責任者遺棄罪

甲は、被害者である A を、移動先の公園のベンチで一人、救急車を待たせている。これにつき保護責任者遺棄罪(218 条)が成立するか。

ここで、同罪の成立要件は、①老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者が、②遺棄したことである。

本件では、まず、①A は、甲により車をぶつけられた被害者として「病者」にあたる。また、甲は A との衝突後、一度は自身の車内に引き入れており、A への排他的支配が及んでいたといえる。よって、甲は、「保護する責任のある者」に当たる。

次に、②「遺棄」には、要扶助者を場所的に移動させることにより新たな危険を創出する作為の移置と、要扶助者を放置したまま立ち去る不作為の置き去りの両方が含まれる。

本件では、甲は、A を公園のベンチに移動させているが、公園のベンチ自体は周囲の目も行き届きやすく、移動させたことにより A の生命・身体の危険が増幅したとは言えない。

よって、A を公園のベンチに移動させた行為は、作為の移置には当たらない。

もっとも、A は脳内で出血を起こしており、治療を受けさせないで公園のベンチに放置したことは、A の生命に対する危険が存在している以上、不作為の置き去りといえる。

したがって、A を公園のベンチに残した行為は「遺棄」に当たる。

そして、保護責任者遺棄罪の故意については、遺棄罪が抽象的危険犯であることから、具体的な危険の発生を認識・認容しておらずとも、その故意は認められると解される。

本件では、甲は、Aに脳内出血が生じていることを認識できていなかった。もっとも、甲は、Aが車に頭をぶつけたことに気づいている以上、脳内出血が起こるかもしれないという抽象的な危険性については認識できていたといえる。

よって、同罪への故意も認められる。

以上のことから、甲には、保護責任者遺棄罪が成立する。

4 罪数

甲には、過失運転致傷罪、道路交通法 72 条 1 項前段違反、保護責任者遺棄罪が成立し、それぞれは併合罪(45 条)の関係に立つ。

第2 乙の罪責

1 道路交通法 72 条 1 項前段違反

乙は、甲の運転する車の助手席でいたが、甲と同様に、Aを病院に連れて行っていない。もっとも、乙は、Aが頭を打ったところを見ていないが、車にぶつかったことには気づいている以上、「その他の乗務員」として、負傷者を救護する義務を有する者であった。

よって、乙は、負傷者の救護活動を怠った者として、同法違反となる。

2 保護責任者遺棄罪の共犯

乙は、Aを置き去りにした行為につき、甲と共犯となるか。そもそも、助手席にいたに過ぎない乙が、保護責任という身分を有する甲と共犯になり得るかが問題となる。

ここで、不作為の遺棄は、刑法 218 条のみで処罰されていることの関係上、218 条でいう保護責任は、構成的身分と解すべきである。

そして、共同正犯についても身分者を通じて法益侵害惹起が可能である以上、刑法 65 条 1 項の「共犯」には共同正犯も含まれる見解のもと、非身分者である乙にも保護責任者遺棄罪の共同正犯が成立し得る。

それでは、まず、共同正犯の成立について検討するに、その成立要件は、①共謀、②共謀に基づく実行行為である。

本件では、乙は、Aと関わりたくない旨を車内で述べており、このような乙の態度から、甲乙間での共謀は認められない。

よって、乙に共同正犯は成立しない。

また、乙は、甲にAを遺棄する犯行を決意させようとはしておらず、甲から相談された際に乙自身の意見を述べたに過ぎない。そうすると、乙の行為は、教唆(61 条 1 項)ではなく、幫助(62 条 1 項)に当たり得ると解すべきである。それでは、乙には幫助犯が成立するかを以下検討する。

ここで、不作為の共犯について、正犯者同様、作為義務が課される者に対しては、問題なく、その成立が認められる。一方、作為義務が認められない者に対してはどうか。

ここで、共犯の処罰根拠は、共犯者が行為の結果に対して因果性を与えた点にある。この

因果的共犯論の立場のもと、作為義務が認められない者に対しても、正犯者による結果に対して、因果性を与えた場合には、共犯の成立を認めるべきである。

本件の場合、衝突当時、助手席にいたに過ぎない乙に病院へ連れていくという作為義務を課すのは、当該義務を甲に課することができる以上、乙にまで課すのは妥当ではない。

もっとも、乙は、Aを「どこかに降ろして逃げてしまえば」という発言をしており、これにより、甲は、Aをどこか適当な場所に降ろすことに決めている。よって、乙の発言は、甲に精神的な因果性を及ぼしたものといえる。

したがって、乙には、刑法 65 条 1 項の適用により、保護責任者遺棄罪の幫助犯が成立する。

3 罪数

乙には、道路交通法 72 条 1 項前段違反、保護責任者遺棄罪の幫助犯が成立し、併合罪の関係に立つ。

以上